

総務常任委員会資料
2021年（令和3年）9月22日
総務局税務室税制課

議案第75号関連資料 明石市市税条例等の一部改正について

1 改正目的

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税率適用区分を見直すほか、所要の整備を行うため、明石市市税条例の一部改正を行うものです。

2 概 要

(1) 軽自動車税の環境性能割の税率適用区分の見直し

軽自動車の取得時に環境性能に応じて課税される環境性能割について、より燃費性能に優れた車種の普及を促進する観点から、税率適用の基礎となる区分を2020年度燃費基準から2030年度燃費基準へ見直すものです。

(2) 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の見直し

軽自動車の所有者に対して課税される種別割のグリーン化特例について、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、排出ガス性能及び燃費性能に優れた電気自動車等に限定した上で、特例の期限を2年間延長するものです。

(3) 住宅ローン控除の特例の延長等

所得税において、住宅ローン控除の適用期間を13年とする特例が令和4年末まで延長されることに伴い、個人住民税においても所得税から控除しきれない額については、控除限度額の範囲内で控除する措置を令和4年末まで講じます。

なお、当該措置による減収額については、全額国費で補填されます。

(4) 生産性革命の実現に向けた償却資産等の特例措置の延長

中小企業の生産性向上のために行われる設備投資のうち、一定の要件を満たすものについて適用される特例割合を本市では零としているところ、その適用を令和4年度末まで延長するものです。

なお、当該措置による減収額については、全額国費で補填されます。

(5) その他地方税法の改正に伴う措置

3 施行期日

原則公布日施行となります。

以 上